

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
埼玉県社会保障推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
お待ちしています!  
三郷市社会保障推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.21  
2012年6月28日発行



## 6月19日の原告本人尋問終了後 原告弁護団にお礼をいふ 原告ご家族（手前）

二〇一一年九月から  
原告本人尋問協議、  
この間の経過  
和解協議に至る

2011年8月31日  
の第20回は、裁判官の  
構成が変わったため、  
弁論更新手続きが行わ  
れ、その日裁判長より  
和解の話しがあり、そ  
の後、2012年4月  
18日の和解協議まで  
原告弁護団は、裁判  
所からの積極的な和解

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、21回の口頭弁論が行われました。2011年8月31日の第20回は、裁判官の構成が変わったため、弁論更新手続きが行われ、その後、和解協議が7回行われましたが、原告の納得いくものではなかつたため、和解協議を打ち切り、2012年6月19日原告本人尋問が行われました。支援者のみなさまには、和解協議が非公開であつたうえに、原告本人尋問の傍聴を十分にお呼びかけできず申し訳ありませんでした。このあと、年内結審に向かうと考えられ、改めて最後までのご支援を訴えます。

# 原告本人尋問 再開、 終わる

の申し入れに対し、受け入れ、協議を行つてきました。当初、三郷市は、和解協議に応じず、早期に裁判が再開されるものと考えていましたが、裁判所の積極的な和解協議が続き、第7回まで行われたも

のです。  
しかし、裁判所から示された和解案について、原告側は納得がいかず、原告ら訴訟代理人弁護士から4月18日の第7回の和解協議に「和解条項（案）に関する意見」を、提出し、和解協議は終了しました。

以下、原告の思いのこもつた和解条項（案）に関する意見」を掲載します。

### 和解条項（案）に関する意見

原告は、平成24年3月22日付け和解勧告における和解条項（案）について、公正な解決に向けたこれまでの裁判所のご尽力に

謝意を表すとともに、僭越ながら、下記のとおり意見を述べる。

記

「夫は白血病で、今も命に関わる重い病気との原告になることを決意したのは、生活保護の仕事をしている役所の方々が、この裁判を通して、苦しんでいる人たちに救いの手をさしのべる優しさを取り戻して欲しい、これからは、私たちと同じような辛い目に遭わせないで欲しい、と思っていました。夫が生きている間に、夫が生きている間に、：私たちの訴えを認めて下さい。」（平成19年10月31日付け原告吉田由美子の意見陳述）。この願いが本件訴訟の出発点であり、原告らが、生活保護に関する偏見が社会に蔓延している状況の中で、勇気を奮い起こして、この裁判の原告となることを決意した理由で

ある。残念ながら、吉田伸二は判決を待つことなく白血病で早世したが、その遺志は原告らに引き継がれている。

本件訴訟提起の直前には、北九州市で生活保護を打ち切られた52歳の男性が餓死するという事件が発生した。餓死した男性は「法律はかざりか」と日記に書き残して亡くなつた。「『法律はかざりか』。これは、北九州市で餓死した男性の声であるとともに、吉田さん一家の声であり、そして、行政の違法な対応によって生活保護を受けることができない、貧困に喘ぐ全国の人の声でもあります。私たちは、この裁判を通じ、裁判所が『法律は決して飾りではない』ことを宣明し、同様の違法行為が繰り返されることを抑止し、貧困に喘ぐ人の希望となることを望みます。」（平成19年10月31日付け原告訴代理人吉廣慶子

の意見陳述）。これが、原告らがこの訴訟にかけ願いであり、今も、変わりはない。

然るに、被告は、当初から原告の主張を全般的に争い、和解協議においても、原告らに甚大な精神的苦痛を与えたことについての謝罪の意思を示すことを拒否し、申請権の保障を実効化する方策として申請書をカウンターに備え置くことも拒否するなど、これまでの被告の対応には、まったく誠意を感じることができない。

今回、裁判所からの和解勧告を受け、あらためて原告ら本人及び代理人らにおいて、最終方針について協議したところであるが、提示された和解条項（案）が原告らの意向の反映しない和解（案）であつたため、最終的に、裁判が再開されることとなりました。原告本人は裁判中に最愛の夫を亡くなつた吉田伸二の

遺志に適う内容には程遠いものであると言わざるを得ない。

先般、札幌市白石区

では、生活保護の申請を行つた40代の姉妹が、仕事がないと言つているにもかかわらず

「懸命なる就職活動を

求め」られ、3回に渡り生活保護の申請させられ、およそ二時間にわたり、傍聴を広げないこととしました。本来であれば、裁判のヤマ場となる事務局対応とし、広く

傍聴を広げないことと

され、およそ二時間にわたり、傍聴者を絞ることを最小限にする配慮かけた願いであり、今も、

変わりはない。

ざるを得ない。

した。

そこで、原告本

人尋問は、本人の負担

となり、支援する会の事務局対応とし、広く

傍聴を広げないことと

裁判官からの質問がされた。途中、被告側弁護士の質問中、原告は体調を崩し、休憩をとつて最後まで尋間に耐えました。

原告が宣誓を行ない、

本人尋問が開始されま

した。最初は、原告弁護団からの尋問、次に被告側弁護士、最後に

裁判官からの質問がさ

れ、およそ二時間にわたり尋問が行われました。途中、被告側弁護士の質問中、原告は体

調を崩し、休憩をとつて最後まで尋間に耐えました。

した。そこで、原告本

人尋問は、本人の負担

となり、支援する会の事務局対応とし、広く

傍聴を広げないことと

され、およそ二時間にわたり、傍聴者を絞ることを最小限にする配慮かけた願いであり、今も、

変わりはない。

ざるを得ない。

した。

そこで、原告本

人尋問は、本人の負担

となり、支援する会の事務局対応とし、広く

傍聴を広げないことと

され、およそ二時間にわたり、傍聴者を絞ることを最小限にする配慮かけた願いであり、今も、

変わりはない。

ざるを得ない。

した。

そこで、原告本

人尋問は、本人の負担

となり、支援する会の事務局対応とし、広く

傍聴を広げすこと

され、およそ二時間にわたり、傍聴者を絞ることを最小限にする配慮かけた願いであり、今も、

変わりはない。

ざるを得ない。

した。

そこで、原告本

人尋問は、本人の負担

となり、支援する会の事務局対応とし、広く

傍聴を広げること

され、およそ二時間にわたり、傍聴者を絞ることを最小限にする配慮かけた願いであり、今も、

変わりはない。

ざるを得ない。

した。

そこで、原告本

人尋問は、本人の負担

となり、支援する会の事務局対応とし、広く

傍聴を広げること